

事務連絡
令和2年4月20日

保護者各位

吉田町こども未来課長

家庭内保育依頼期間の延長について

日頃、新型コロナウイルス感染症拡大防止につきましては、各御家庭で対策を講じていただきありがとうございます。

令和2年4月16日、国は、これまで7都府県を対象に発令していた緊急事態宣言の地域に40道府県を追加し、対象地域を全都道府県に広げました。

当町の保育園につきましては、引き続き、感染症対策を講じて保育を行いますが、集団保育の中での感染を防ぐため、下記の期間内は各御家庭において可能な限り家庭内保育をお願いいたします。

なお、家庭内保育期間中の利用者負担額（保育料）及び副食費（以下「保育料等」という。）につきましては、下記のとおり処理を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、引き続き、家庭内保育をお願いする場合がございますので、御協力をお願い申し上げます。

記

1 対象期間 令和2年4月8日（水）～21日（火）を、

5月6日（水）まで延長

※ 吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した現時点の町内小中学校の休校期間と同期間

2 保育料等 対象期間中に家庭内保育を実施した日数分について、保育料等を日割り計算し、還付します。

※ 納付期限（口座引き落とし）の事務手続きの関係上、4月及び5月分の保育料等は、一旦、通常通り徴収させていただきます。

3 還付方法 還付額は、指定された口座へ入金します。

4 その他 金額及び入金日は、後日お知らせします。

担当 保育支援部門
電話 0548-33-2153